

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料（建築物エネルギー消費性能基準適合認定） 令和5年4月1日から

カ 建築物省エネ法第41条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	(ア) 建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すると市長が認めた場合	① 1戸建ての住宅		1件につき 5,000円	
		② 1の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 10,000円	
			床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 21,000円	
		③ ①及び②以外の建築物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 10,000円	
	床面積の合計が300平方メートル以上のもの		1件につき 17,000円		
	(イ) (ア)以外の場合	① 1戸建ての住宅	a 省令第1条第1項第2号のイの(1)及びロの(1)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合（性能基準）	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき 34,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 38,000円
			b 省令第1条第1項第2号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合（簡易計算：モデル住宅法）	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき 18,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 19,000円
			c 省令第1条第1項第2号のイの(3)及びロの(3)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合（仕様基準）	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき 18,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 19,000円
		② 1の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	a 省令第1条第1項第2号のイ(1)及びロ(1)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合（性能基準）	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 68,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 114,000円
			b 省令第1条第1項第2号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合（簡易計算；フロア入力法）	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 33,000円
床面積の合計が300平方メートル以上のもの				1件につき 57,000円	
c 省令第1条第1項第2号のイの(3)及びロの(3)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合（仕様基準）	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 33,000円			
	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 57,000円			

		③ ①及び②以外の建築物	a モデル建物法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 86,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 109,000円
			b 標準入力法又は主要室入力法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 224,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 280,000円

(備考)

- 1 認定は棟ごとに行うことになるため、棟ごとに申請し又は手数料を算定します。
- 2 申請に住宅以外の部分が含まれる場合は、住宅部分の手数料に住宅以外の部分の床面積に応じた手数料を合算します。
- 3 共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅の申請で設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号に掲げる数値とした場合には、当該住宅部分の共用部分の床面積は、手数料床面積には算入しません。
- 4 カの(ア)の②のうち仕様基準で確認した場合、及びカの(イ)の②のcの申請の場合は当該住宅部分の共用部分の床面積は、手数料床面積には算入しません。